
平成24年 第8回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成24年12月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成24年12月11日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 前 田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 教育長 ————— 永 江 多輝夫君
病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君 総務課長 ————— 加 藤 晃君
財政専門員 ————— 板 持 照 明君 企画政策課長 ——— 谷 口 秀 人君
地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君 税務課長 ————— 畠 稔 明君
町民生活課長 ————— 仲 田 磨理子君 教育次長 ————— 中 前 三紀夫君
総務・学校教育課長 — 野 口 高 幸君 病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君
健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 君 福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君
建設課長 ————— 頼 田 泰 史君 上下水道課長 ——— 谷 田 英 之君
産業課長 ————— 仲 田 憲 史君 監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） そういたしますと、号令を行います。

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

11 番、秦伊知郎君、12 番、亀尾共三君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、前日に引き続きまして、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、6番、景山浩君の質問を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、南部町の観光戦略の策定について、図書館機能の充実についての2つの質問をさせていただきます。

この2つの質問とも、昨日それぞれ秦議員、杉谷議員がかなり類似の内容で質問をされましたので、できるだけ重複を避けた質問としたいと思います。御答弁よろしくお願ひします。

それでは、最初の質問の南部町の観光戦略の策定について伺います。

去る11月11日に、古事記編さん1300年を記念した神話博しまねが70万人を超える来場者を得て閉幕しました。この一大イベントに合わせて、当南部町でも大国主命の復活神話が伝わる赤猪岩神社を大々的に売り出し、町の観光の目玉とするべく道路等の整備を行いました。

また、来年5月にはとっとり花回廊を会場として、第64回全国植樹祭が開催されることになっており、多くの来場者が見込まれます。観光を産業ととらえ、南部町発展のための有効な政策手段とするためにも、南部町に存在している潜在的なものも含めた観光資源を整理、整備し、だれにどのように伝え、どのように町外や県外からのお客様を迎え入れるのかという観光戦略の策定が必要であると考えます。

そこでお尋ねします。赤猪岩神社関連の取り組みの成果はどのようであったのでしょうか。そして、今後さらにどのような取り組みをお考えでしょうか。観光に対する考え方の全体像はいかがでしょうか。今後売り出したい観光資源は何かお考えがございますでしょうか。町内滞在を考えた場合、もっと受け入れ体制の整備が必要だと思われませんが、それに対するお考えはいかがでしょうか。

次に、2つ目の質問です。図書館機能の充実について。

去る9月議会の私の一般質問に対する答弁で、今後の人口減少、高齢化社会への対応策として、

町長はだれもが住んでみたい町を目指すと御答弁がありました。住んでみたいと思わせるための要因には、住環境や医療、福祉、交通の利便性や教育環境、レジャー環境や自然環境など、実にさまざまなものがあります。その中の一つに、前の質問の観光にもつながるものですが、文化があります。この文化振興の手段として、多くの情報や知識が集積している図書館の機能を充実させることが有効ではないかと考えます。今日、図書館に求められる機能は多様化をしており、かつその機能についての広報活動も必要です。

そこでお尋ねします。現在、図書の貸し出し業務以外にどのような業務を行っておられますか。県立図書館を手本とするならば、南部町図書館としてはどのような業務を新たに行えるとお考えでしょうか。そして、ふるさとガイドや歴史クラブの事務局機能などの文化系の事務局機能を図書館に持たせることは考えられないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしてみたいです。

南部町の観光戦略の策定についてということでございます。最初に、赤猪岩神社関連の取り組みの成果はどのようなであったかと、そして今後の取り組みについてということでございますけれども、これは昨日の秦議員の御質問の中でお答えをさせていただいております。聞いていただきましたと思いますので、これはそのとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

次に、観光に対する考え方の全体像はという御質問でございます。以前は、観光というと団体で画一的な観光施設をめぐるものというイメージであったと思いますけれども、近年は個人、または少人数で旅先の風土、歴史、文化に触れることや、その地域に昔から伝わる食や体験を求めることに関心が高いようであります。

また、地元の人との触れ合いやそこにある物語が人を引きつける大切な要因になり、過去から引き継いできたものを上手に観光の素材として活用することが必要であると考えます。南部町におきましても、現に存在する観光資源を有効に活用することが大切だと思います。

ことは古事記編さん1300年記念の年に当たり、町内の古事記神話ゆかりの地を中心に情報発信をしてみたいと思いましたが、多くの方が関心を持たれて南部町を訪れていただきました。まさしく過去から地元の皆様が大切に伝承されてきたものが、観光の素材として魅力あるものとして伝わったということだろうと思います。

またあわせて、ことしの古事記編さん1300年記念では、広域での連携も重要であったと言

えます。神話博事業で盛り上がった島根県には、神話につないでいく物語にとって外せない場所として、南部町の赤猪岩神社をパンフレットなどに掲載していただきました。

鳥取県内でも古事記ゆかりの地がお互いに連携できるように、ホームページのリンクを張ることやイベントの協賛開催なども実施し、情報の共有化に努めたことで、相乗効果があったと言えます。これからの観光で、広域での連携は非常に重要と考えますので、今後も継続していきたいと思えます。

また、町内に存在し、観光資源として活用できるものを整理し、磨き上げ、情報の発信をしてまいります。特に、観光資源の拾い上げに活用したいのは、合併5周年のときに作成されました南部百選でございます。史跡、自然、文化など、さまざまな南部町の素材を掲載してありますので、これを観光資源のベースとして活用していきたいと考えております。

また、町民の方からも南部町の観光振興について御意見をちょうだいしてることがございます。次年度では、このような御意見をもっと身近にお聞きできる場を設け、具体化することも検討しております。

次に、今後売り出したい観光資源はあるのかということでございます。南部町の魅力として、豊かな自然やいにしえより栄えた文化、歴史を生かしていきたいと考えます。近年の観光客は、観光の中でその地域ならではの体験や触れ合いにニーズが高いことを申しましたが、来年の秋には、鳥取県西部地区を会場にエコツーリズム国際大会が開催されます。国際大会を契機に、自然の恵みを生かし、地方文化を体感するエコツーリズム南部町版の取り組みを始めたいと考えております。

鳥取県では、エコツーリズム国際大会の開催地として、農山漁村地域での滞在型観光、グリーンツーリズムやスポーツと旅を融合したスポーツツーリズムなどを総合的にエコツーリズムとしてプログラムの造成を進めていくと言われており、基幹産業である農業や緑水湖周辺の施設の活用など、エコツーリズムの構築の可能性は十分あると考えております。必要な整備と観光振興への活用を整理、検討してまいります。

最後に、町内滞在を考えた場合ですね、受け入れ体制の整備が必要ではないかということでもあります。今後、エコツーリズムの構築についての検討を申し上げましたけれども、町内滞りの考え方も重要であります。農家民泊や短期でのホームステイなどに協力していただけるように、受け入れ体制の整備を検討いたします。

町内では、既に国際交流協会事業でホームステイに協力されてきた御家庭もありますので、その御経験を参考にさせていただくことも考えております。滞在希望者と受け入れ側をつなぐコー

ディネーター的な人材確保の必要性もあわせて検討いたします。当面は、すべて南部町だけの滞在受け入れ体制に固執することなく、周辺地域や施設との広域連携も考慮して、着実に進めてまいりたいと思っております。

次に、図書館機能の充実についてでございます。これは教育長さんだったかいな。僕がやあだったかいな。あなたが。

これは、教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 図書館機能の充実について、お答えをしております。

まず、図書の貸し出し業務以外にどのような業務を行っているのかという御質問でございます。南部町立図書館は、その運営方針に基づき、4つの重点目標を定めております。

1つ、人づくりを支える図書館。2つ、情報拠点としての図書館。3つ、地域文化を大切にする図書館。4つ、仕事、健康、暮らしに役立つ図書館であります。

このことを踏まえ、子供の読書活動の推進や学校教育への支援、地域資料の収集やその保存と活用、暮らしに役立つさまざまな情報の提供等に取り組んでいます。

具体的には、各種資料相談への対応、図書館、保育園、学校はもとより、児童館や育児サークルなどでのお話会の開催、小・中学校での調べ学習に対応する資料の収集や児童、生徒のリクエストへの対応、より身近な場所で本の貸し出しを行う配本ステーション事業、暮らしの情報コーナーや闘病記文庫の設置、町内で開催される講座やセミナーなどへ本を持って出かける出前図書館、法勝寺図書館を町民のギャラリーとして活用していただくミニギャラリー、月1回の行政書士の無料相談会も実施をいたしております。また、南部町読書まつりのほか、図書館の普及啓発を目的としたさまざまなイベントの企画も年間を通じて開催をし、暮らしの中に息づく図書館を目指した館活動を展開をいたしているところでございます。

次に、県立図書館を手本とするなら、どのような事業を新たに行えると考えているのかというお尋ねでございます。

議員も御承知のように、鳥取県立図書館は国会図書館を除く全国の公共図書館の中で、今年度、その活動が最高の評価を得ていますが、特に暮らしの課題を解決するためのさまざまな取り組みが大変進んでいる図書館であると認識をいたしております。

こうしたことから、町立図書館が学ぶべき新たな取り組みでございますが、まず1つ目は、法律にかかわるさまざまな情報サービスの充実を考えているところでございます。だれにでも相談したくない生活や仕事での困り事、社会の制度やルールについて、テーマごとにまとめた情報検

索マップを作成をし、図書館のどこにどれだけ知りたい情報があるのか、容易に調べられるようにするものでございます。利用者の立場に立った情報提供のあり方を模索したいと考えております。

2つ目でございますが、ことし10月に県立図書館では、震災復興支援展示「行楽の秋、感動の冬に被災地3県を訪ねる」という企画展を開催されました。このことから、図書館が持っている全国とのネットワークを通じて、南部町の観光を県外へPRしていくこともできるのではないかと考えています。

3つ目は、図書館の情報発信力を生かした取り組みでございます。そのためには、ホームページの充実が必要不可欠であります。ホームページ以外にもインターネットを利用して、社会で話題や問題になっていることなど、町民が知りたい情報について、もっと情報提供していかねばならないと考えております。そのためには、地域資料のデジタル化にも取り組まなければなりません。

しかしながら、こういった取り組みを進めていくためには、現状での難しさも御理解をいただきたいと思っております。職員体制や職員の一層の資質向上等、乗り越えなければならない課題も多いと考えております。日常の館運営にさまざまな工夫をしながら、可能なところから取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、ふるさとガイドや歴史クラブの事務局機能等、文化系の事務局機能を図書館に持たせることは考えられないかという御提案でございます。

文化振興の一つの手段として、図書館を活用されることは極めて有効であると考えています。図書館の資料はもとより、場所としての利用、関係情報の入手等、図書館で役立てることは少なくないと思っています。しかしながら、そのことと事務局機能を図書館が持つこととは、多少違和感がございます。それぞれの団体は、まず自立をして運営されることが大切であります。その上で、団体相互の連携や情報交流の支援は、昨日、町長がお答えしましたような拠点施設で担い、図書館はその持っている機能を最大限活用したかわり方が望ましいのではないかと考えています。

いずれにしましても、まちづくりを考える上で、歴史とともに文化振興は極めて重要な要素でございます。図書館としても、目標の一つである地域文化を大切にする図書館実現の観点からその役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今回、ふだん余りしたことのない文化の関係の質問をさせていただくわけですが、マズローという方の欲求段階説っていうやつがあります。これ5段階に分かれてまして、一番下が生存の欲求というので、生命や健康、存在そのものが脅かされないという欲求から、4段階目になりますと、自分の存在をほかの方に認めていただくと。そして、一番上が自己実現の欲求というやつです。これは、自分が求めている、そういった状態に自分を持っていきたいとか、さらには社会に参画をして社会の役に立ちたいといったようなそういうもので、1段階目から4段階目までっていうのは、これはないと非常に不快感を感じる、不安感を感じるというもので、自己実現の欲求っていうやつだけが、なくってもいいんだけどあると非常に満足感が得られるという、そういうお話があります。

この文化というものについては、今まで私がいろんな質問をしてきましたのは、多分この1から4のあたりですね。生存だとか承認、そこら辺までのお話ばかりを質問でさせていただいてきたんだろうなと。今回、初めてこの町民、それぞれないしは、町自体がさらに高みを目指して行くべきところの質問という意味で質問をさせていただきたいというふうに思います。

観光というキーワードで、町の施策がかなり大きなボリュームで打たれたというのは、多分、私が10年ぐらいになりますが、議員になって、初めてだったのではないかなという気がしております。こういう観光に力を入れようという、そういうメッセージを出されたという意味合いがあると思いますけれども、そのこのところの町長のお考えというのはどういったものがあったのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。どういう考えがあったかということでございますけれども、これはかねて、南部町の観光についていろいろな方から御質問もいただいてまいりましたし、私も町内だけで町の発展が可能だとは考えておりません。やっぱり交流人口をふやして、町の発展を期していくべきだと、このように考えております。したがって、観光はその一つの重要な要素でありまして、今回はたまたまでございますけれども、この古事記1300年という、こういう100年に1回の、100年単位でいえば、そういうめぐりがあるわけでありまして、また、お隣の島根県でも神話博など、大きなイベントを計画されているという、そういう一つのチャンスを生かしたというように御理解をいただいたらどうだろうか、このように思っております。そういう時期を生かすということは、これは非常に大切なことでありまして、動きの中でチャンスがある。そのチャンスを逃さずに生かしていくというような観点で進めてきたというように考えております。

おっしゃるように、景山議員が議場にいられてから、私の経験でも多分、初めてだったと思います。これだけ多くの観光に経費を使ったのは初めてではないかと思うわけですが、結局、観光にしても文化にしても、費用と効果が、費用対効果が非常にわかりにくいものであります。わかりにくいわけでありまして、したがって、若干慎重にならざるを得ないということでもあります。間違いなく効果はあるというように思うわけですが、それを検証することはなかなかこれは難しいわけでありまして、したがって、なかなか思い切ったことはできなかったというのが一つあるわけですが、今回は、先ほど申し上げたような一つのチャンスといたしましょうか、そういうチャンスを生かして、観光振興に力を入れてきたと、こういうことでございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 風が来てるというか、チャンスを生かしていくということは、通り過ぎてしまったらなかなか生かせないということもありますので、非常に重要なことだというふうに思います。

それと、全体的な話になるかもしれませんが、やはり少子高齢化、どんどん進んでおりますので、町内、地域、もう少し広域も含めてですが、消費ってというのが非常に減退をしてくる、地域の経済が活力を失いかけてる状態のところですので、観光というものもやはり産業としてとらまえて見ていかないといけない、積極的に取り組んでいかないといけないという側面があります。また、もう一つ、先ほどおっしゃられたように、地域の文化をつくっていく上での一つの手段としての観光施策というとらまえ方もあろうかと思えます。

産業政策として考えたときに、どうやって来てお金を落とさせていただけるのか、交流人口もふえて地域が活性化していくのかということで、南部百選を生かしていきたいという御答弁があったわけです。ただ、百選に選定をただけでは、それぞれ有効な活用策ですとか有効に機能していかないということがあるわけなんですけれども、この百選を選定されてから観光という面でプラスになってるという、どこら辺がプラスになってるかっていうような現状の認識ですね。それと、これからじゃあ、もしもっと活用していきたい、もっと多くの皆さんに来ていただきたいとなれば、どういうふうな動かし方があるのか、どういう行政としてのバックアップといいますか施策が打てるのかということについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。先ほど、南部百選ということでございますが、これは町制施行の5周年記念ということで作成をいたしましたものでございます。5周年を記念して、改めて新町となりまして、町内のさまざまな資源、誇り、そういったものがある

のかということで、こういう100カ所を選んだものでございますが、このことに通じまして、少なくとも町民の皆さんには、町内にはこんなところがあるんだなというようなところが再認識していただけたのではないかなと思います。自然や歴史や史跡や観光、特産品、そういったもの、あらゆるものをまとめてございますので、町民の皆様には改めて南部町のよさがわかっていただいたというふうに考えておりますし、一方、御来訪者の皆様にもコンパクトにまとめておりますので、南部町の特色というものがわかりいただいているというふうに思います。

どのように活用をとということでございます。まだまだ足りてはございませんが、百選に従いまして、観光の看板などの整備を逐次進めているところでございますし、こういったものをつなぎ合わせた見どころのルートといたしましうか、観光ルートといたしましうか、そういったものをつなぎ合わせというものも今後、図っていかなければならないことだろうというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 町長の御答弁の中で、観光というもののスタイル、ニーズが変化をしてきているということがありました。私も非常にそれは感じます。例えば、富士山とか京都や奈良の寺社といったような、行っただけでとても感動したり、すごいな、きれいだなというような見るだけの観光ではだんだん、もちろんそういった観光っていうのは依然としてニーズは非常に高いわけですが、それ以外のスタイルの観光。例えば、そんなにべらぼうに大きいかべらぼうにきれいだというものではなくても、その背景に隠されたストーリーだとか、今回の赤猪岩神社なんかでもそういった部類になると思うんですけれども、由来ですとか背景とか、そういうものを学んで帰りたいといったようなスタイルの観光っていうのが、かなり脚光を浴びて、今そういった状況にあると思います。

そういったスタイルの観光の一番の原動力になってるのが団塊の世代から70代っていうふうに言われています。そうであるならばといいますか、南部町自体にはとっとり花回廊というかなり日本に誇れる大きな観光施設もありますが、それ以外は、その1カ所だけを見て、すばらしいな、すごいなっていうようなものはないわけです。ないことはないかもしれませんが、あんまりそう目立ったものは今までなかったのではないかなと。そうすると、私たちが日常的にそんなに気がついていなかった資源でも、その背景とか由来とかいろんなストーリー、これは施設だけではなくて私たちの先輩方がずっと行ってきた行事とか、そういったものも興味を持っていただける、わかりやすくお知らせすることができるような、そういった加工っていうんでしょうか、そういうことも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

百選についても、そういった加工を施さないと、こういうもんがあります、こういうもんがあります、こういうもんがありますだけではやはり観光の素材ということにはなかなかかなりにくいのではないのかなという気がしております。

そうなると、では観光の素材をだれが魅力を高めたり、わかりやすい説明を準備をしたり、見方の提案をしたりということになってくるわけなんですけれども、民間の企業がどんどんやってくればいいわけなんですけれども、残念ながらそういう体制にはなっていません。そして、町として観光というものをもう少し、エコツーとかグリーンツーリズムも含めて売り出していこうということになると、行政としての役割というものがより期待をされているところではあるんですけれども、赤猪岩神社の今回の事業は別として、町の行政の仕組みとして、観光をどういうふうに取り扱っていったらいいかというふうな、日常的に、していっていいのかな、そういう行政のシステム上の観光の取り扱い方ってというのはどういうふうになってるものなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政のシステムとしての観光の扱いというぐあいに受けとめましたので、お答えをしてみたいと思いますが、行政のシステムとしては、やっぱり観光という切り口で語るさまざまなことがございます。食だとか文化だとか歴史だとか体験だとか、グリーンツーリズムも含めてさまざまなことがありますけれども、やっぱり行政としては、それを受け入れるベースをつくっていくということだろうというように思うわけです。

今、先ほどちょっとおっしゃいましたふるさとガイドですか、というようなことまで、これ行政で賄うというようなことは、これはできません。それから、宿泊施設をみんな用意して、どうぞ来てくださいというようなことを行政でやる考えもございません。できもしません。やっぱり行政としては、そういう一つの大きなランドデザインの中で、基本的には住民の皆さん方のお力をかりて発展をさせていく観光ということに尽きるというように思っております。特に何もせんわけではないわけなんですけれども、そういうベースをきちんとつくって、わかりやすいようにしていく。それから、具体的には観光協会がございますので、観光協会などを通じてそういうことを進めていくということだろうというように思っているわけです。

例えば、今回、提案いたしております空き家の借り上げして来ていただくというのがあるわけなんですけれども、大きな意味で言えば、町内に来て観光したり、あるいは1年でも2年でもとどまって体験をしたり、いろんな意味があると思います。そのまま定住する人もあるかも知れませんが、グリーンツーリズムなどで体験をする人もあるかも知れない。いろんな意味で町外から

町内に来て過ごす、そういう大きな枠組みで考えたときに、やっぱり宿がないんですよね、宿がない。どんなに立派なものがあったとしても、じっくり見て歩くには、宿泊せんとこれは時間的にも無理があります。そういう一環として今回もこういう提案をしているわけでありまして。

それから、議員のおっしゃったようなつなぎ役ですね。ふるさとガイドのようなお方ですね。こういう養成といましようか、そういうものも支援をしていかなければいけないというように思っております。これも基盤づくりの一つだというように思います。

それから、本格的にグリーンツーリズムというようなことになれば、やっぱり統一した安全基準といったような、食の安全基準とかサービスのマニュアルとか、そういうことについても基準をつくって、その基準で一つ最低基準として守っていただいて、サービスを提供していただくようなことも考えていかなければいけないのではないかと、このように思っております。

いずれにしても、そういう受け皿体制というものを、宿泊だとか、もともと言えば道路なんかですね、交通の便がよくなければいけないというようなことや、それから来ていただいてお宿もないといけないというようなこと。宿へおってずっとしておってもいけませんから、やっぱりガイドをしてくれるような人、自分の欲求を満たしてくれるような仕組みですね。それから、看板だとかそういうものも必要だろうというように思います。さまざまなことが必要になってくると思うわけですが、そういう基盤づくりを町の方はやると。そこを次やっていただくのは、次のステージは住民の皆さん中心にした観光協会などでリードしていただくというのが当面のやり方ではないかなと思っております。行政の立場はそういうぐあいに考えております。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私も観光協会っていうところを伺おうと思っておりました。今現在の観光協会の体制では、町として観光にも少し力を入れていこう、今後、頑張っていこうというには、やっぱりちょっと体制的になかなか難しいのかなと。推進力ですね、現場で本当に頑張っているのは、多分そこは役場ではなくって観光協会になってくると思いますし、そこにはやっぱり民間の力っていうのも入ってくるのが当然だというふう思うわけなんですけれども、いかんせん今の現状の観光協会の体制では、なかなかそこまで、もしかしたら生かすのは難しいのかなと、気の毒なのかなという気もするんですけれども、今後、観光協会をどういった格好で充実させていこう、ないしはどういう形に持っていこうっていうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。これは、車の両輪だろうと思っております。どうい

う形に持っていかうかと思っているかということですが、まず、その必要のある人が会員になるということだろうと思います、必要のある人。例えば、宿泊をして、宿泊の宿を提供して、多くのグリーンツーリズムの、例えば学生などいろいろありますけれども、迎え入れるとします。そうしますと、お宿を提供していただく、あるいは協力をいただく御家庭の方が観光協会の会員になっていくということになろうと思っています。

町がどういうぐあいに持っていかうかというようなことをおっしゃいましたけれども、やっぱりそれは観光協会ですら決めていただかなくてはいけません。支援はしておりますけれども、実質的な活動の中でそれは進めていただきたいというように思いますが、基本は必要な人が会員になるということです。会員になっておればメリットがあるということがなければ、なかなか会員にはなりにくいわけでありまして。ですから、必要があるということは、結局どんどんお客さんが来て、さばきがかつかんほど来たら、これはそういう方々を集めて会員になっていただいて、なっていたところから優先的にお客様の配属をするというようなことがきつとなされるだろうと思う。そういう方々が会員になって、さらに盛り上げていくといういいスパイラルができるのではないかと考えておりますけれども、町の方で観光協会の鼻引きして、引っ張り回すようなことではないのではないかと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） なかなか卵が先か鶏が先かというような感じかなというふうに聞かせていただきました。

私がこのたびの赤猪岩神社関連のことで、行政として施策としていろんな取り組みを行っていたというときに感じたことなんですけれども、今まであんまり観光資源だとかということに関心がなかったわけではないですけれども、特別必要性といいますか気づいていなかった、強く認識していなかったということがあろうかと思えます。今回の取り組みを経て感じたことなわけですが、やっぱり町外からいろんな方に来ていただくと、そのためには私たち自身ももっと町のことをしっかり知らなければいけないと。どういったものがあったり、どういった歴史や文化があったりということも知らなければいけないんだろうなと。そして、町外から来ていただいた方にそういうものをお伝えするとともに、いろんなもの、おいしいものを食べていただいたりとか、見て感動していただいたりとか、そういうことを通じて最終的には私たち自身が自分たちの住んでる町にもっともっと誇りを持って、本当にこの町に生まれてよかったなというふうに認識できる、そういったところに行き着くのが、観光でただ単にお金をもうけるだとかそういうことではなくて、やっぱり行政も一枚かんだ、そういった大きな取り組みとしてはそこに目標を持

っていくべきだろうというふうに思います。

話は戻りますけれども、先ほどの観光協会のことではないですけれども、観光が盛んになるからそれ、行政がバックアップするのか、行政が多少先導ぎみになって観光の方を引っ張っていくのかということに問題は行ってしまうわけなんですけれども、今回の質問のタイトルで出ささせていただきましたけれども、戦略を立てていくと。これはあくまでも町長に対する質問ですので、町として戦略を立てていくというのであれば、例えば以前ありました100人委員会ではないですけれども、観光とかという町の文化、もう全部ひっくるめての話にはなろうかと思えますけれども、もう一遍私たちが築いてるもんもあれば築いてないもんもある。百選だけではない、そのほかのいろんな資源というものも多分持ってるんだらうというふうに思います。その中で、そういうものの拾い出し、掘り出しをして、そして自分たちが、じゃあその町の観光の目的を踏まえながら、どういった役割をそれぞれ果たしていけるのか、そして、町に対しては何を求めるのかといったようなすり合わせをしながら、全体の戦略を組み立てていく、そういう取り組みができないものかなとか、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。最終的にお願いとか、求めたかったところはそこなのわけですが、すぐに、じゃあ、はい、やりますというわけにはならないかもしれませんが、そこらあたりについてお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、そのように伺いまして、ああ、なるほどなというように思いました。いい提案だったと思います。100人委員会のようなものを立ち上げて、何が求められているのか、あるいは自分たちは何を求めているのかというようなことをいろいろ話し合ってみるのは非常にいいことではないかと、このように思っております。

ただ、さっきおっしゃっておられましたけれども、自分たちの地域を知って、またよさを見出して、誇りを持つ、地域に誇りを持つというようなことはこれは観光でなくても、これは非常に大切なことでありまして、これは教育委員会などを中心に、生涯学習や社会教育の中で実際に取り組まれている日々の取り組みの中でそういうことはなされているわけでありまして。観光でそういうことを期待すれば、それはそれで大きな効果はあると思えますけれども、それは二次的な、主目的ではないだらうと思えます。観光はやっぱり観光で割り切っていくと、整理がつかんようになるというふうに思っております。

行政のシステムとしては、やっぱりあなたが言われるように、そういう枠組みというんでしょかね、そういうものをつくっていく、そしてそれを支援していくということだらうと思えます。

観光協会については、毎年多額な補助金も出して支援をしているわけです。鶏が先か卵が先かということをおっしゃいましたけれども、観光協会に現に支援をしているわけです。支援をしていながらなかなか成果が上がっていないというのが今の現状にあって、やっぱりこれを進めていくには、観光によって受益がないといけんという。受益を受ける方が会員になって、さらに盛り上げていくということですね。はっきり言ってしまえば、要は来ていただかんと、収益が上がるようなことがないと住民の皆さんも乗ってこないということであります。行政がどんなにそこを精神論でやっても、これはなかなか難しい問題があると。したがって、いかに来ていただくように努力するか、そういうことが求められていると思います。利益がある人、例えば絵馬がつくって売店で売っていただいております。絵馬が収益がたくさんあれば、これは観光協会の会員になっていただければいいのではないかと思います。そういうことを通じて、一つずつですけれども積み上げていく、会員もふえていく。それから宿泊というようなことになれば、さっき言ったような安全、衛生の関係なんかもありますから、会員の方のところに優先的にお客様を回していくというようなことをやっていながら、観光協会を通じて南部町の観光を広げていったらというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 観光という問題については、おとしですか、島根の古事記に関する史跡が我が町よりもはるかにたくさんあるところにお邪魔をして、悩みを聞いたわけです。なかなかいろんな取り組みをしても来ていただけないと。もちろんそれは、すぐに成果が上がるようなものだったら、民間がぼんと当然やればいい話なわけですけれども、やっぱりそれができないという非常に悩ましい問題を抱えているわけです。単に商売人ということであれば、なかなか手が出てこないというふうに思います。繰り返しになりますけれども、住んでる私たちがやっぱり地元の魅力をどういうふうに売り出したいということからスタートすべきではないのかなというふうに思いますので、ぜひまたそういった取り組みを行っていただければなど、いただきたいというお願いをさせてやってください。

では次に、図書館の機能ということなんですけれども、御答弁をいただきましたが、もう少し詳細に伺わせていただきたいというふうに思います。

現在、図書の貸し出し以外に資料の検索ということを機能として行っておられるということなんですけれども、鳥取の県立図書館なんかがよく話題になるのが、資料の検索プラスその先の、もっとよく御存じな方、それについての知識が豊富な方ですとか、それについての知識がもっと与えていただけるような役所ですとか機関ですとか企業ですとか、そういう方とのマッチングを

させて非常に成果を上げていらっしゃるということのようなんですが、県立図書館のレベルまで一気にどんと行けというのはなかなか難しいかもしれませんが、できればやっぱり町立図書館にもそういう機能も少し持っていただきたいなというふうに思うんですが、そこら辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。図書の検索等々につきましては、南部町立の図書館のホームページの中で、いわゆる図書の検索機能、あるいは新刊の情報等々、これをお示しをしております。これも景山議員さんがおっしゃられますように、その先からのつながりは、今そういう機能はしてございません。あくまでも暮らしに役立つものの分類とか教育に関するもの、あるいは趣味とか政治経済に関するものという格好で検索の体系を構築をしております。そういう意味では、景山議員さんがさっきおっしゃられました、その先にあるものも含めて、今後、図書館等々、教育委員会の事務局も含めて検討をしてみたいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私の質問項目では、事務局機能というふうに、言葉が適当なものなかったの、事務局機能という非常にかたい、しゃっちょこぼったような書き方をしていますが、もし言いかえるのであれば、サロンでもいいのかなと。そういう例えばこの本、この作家が好きな方が集われる、本とか資料だけではなくて、それ以外の趣味の方が集われる、全然関係ない体育会系の方々が打ち合わせに来られるとか、仕事の方でも来て商談でもできる、そういうふうなサロンのような運営というものが、もしできればですが、そうしますと、図書だとか資料という格好の情報だけではなくて、先ほど言いましたつながりをつける、そういう、何ていうんですかね、出版物ではない情報というものもどんどん収集をしていくことができるのではないかなというふうに思います。少し説明が足りなかったかと、一番最後の項目の質問は思うんですが、やっぱり知識とか情報とか文化、そういったものの拠点というふうに、拠点という言葉はたしかおっしゃったはずなんですけれども、そういうものとしては、図書館というのは一番適当ではないかなというふうに思うんですが、そこら辺もう一遍、繰り返しになりますけれども、お聞かせいただきたいです。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。景山議員さんのお気持ちは大変今の話で理解をいたしました。

天萬図書館を開設をする際に、職員にこういう話をしました。1階のいわゆる図書館のスペー

ス、これが図書館ではありませんよってという話をしました。いわゆる庁舎の中に公民館が入って図書館が入って、いわゆる複々合の性格を持っていますから、図書館の経営を考えると、2階の会議室も3階の大山が見える非常に景色のいいこの空間も、すべて図書館の空間なんだってというぐらいの発想で館運営を考えなさいっていうことを言ったことがございますし、今でもそうありたいというぐあいに思っています。

そういう意味からすれば、非常に図書館なり司書がおる、そこが一つの中心になるのかもしれないけれども、その知識や経験を十分に使いながら、そしてスペースとしても広い意味での図書館を使っていただくと、一つには景山議員さんのイメージをされている姿にならへんのかなってというぐあいに思っています。

もう1点、別の角度から申し上げますと、大学やあるいは短大で司書の資格を取って、あるいは通信で取った司書もありますけれども、資格を取ればそれで100%対応できますっていう資格では実はないわけですし、日々さまざまな情報が動いております。そういうものを常に学んでいかなければ十分に司書としてのお手伝いができない。先ほどもマッチング、いわゆる資料や本の先にあるものをつないであげなさいやっということでしたけれども、これも非常にそういう学び、本人の学びと経験等が上手にそこでこなされていないと、より充実をした図書館としての職員としての対応にならないんだろうというところがございます。

そういう意味では、少し新しい職員を入れちゃったっていうところも実はありまして、そういう意味での研修の不足みたいなものもあるのかなと、現場ではそういう知識がまだまだ不十分な職員も何人かいるのかなというようにも思っております。

本や資料やさまざまな情報を通じて、新たな人をつないでいく。そして、その出会いの場として、さらにそれがサロンのような雰囲気っていう景山議員さんの御提案の趣旨といいましょうか、イメージといいましょうか、そういうものは私も共有ができるところでありますので、努力をしてみたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私も非常に図書館が好きでして、小説を借りたり仕事の調べものをしたりというので、とってもお世話になってます。1万2,000人を切るぐらいの人口で、立派な図書館が町内に2つもあって、そして特に天萬の図書館なんかは非常にスペース的にも余裕がある。こんなぜいたくな図書館の環境というものを備えた町っていうのは本当に珍しいんだろうなというふうに思います。

特に、仕事の関係とか、私は趣味の関係で利用させていただくことっていうのは割と少ないん

ですけれども、例えば私が何年かたって、定年退職はないんですけれども、リタイアをしたときには、いろんな趣味のことで人と集ったり調べものをしたり自分の知識欲を満足させたりということにとっても有意義に使わせていただける、そういった施設があるんだなというふうに思っております。決して今の状態が何か足りないということを使うつもりは全くありませんけれども、先ほど言いましたような、もっともっとほかの面でも伸ばしていける部分、より役に立つ部分っていうものは多分あるんだろうなというふうに思います。

1 番目の質問の観光につきましても、この図書館につきましても、今まであんまり前面に出して進めてこなかった文化というところですね、南部町の特色を出す、文化という面で特色を出していくということについては、とっても有意義な強力な武器になるのではないかなというふうに思います。また気がつきましたことは改めて質問させていただきたいというふうに思いますが、ぜひ機能の強化、充実に努めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思いますが、何かございましたら。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。図書館のさまざまなまちづくり、あるいは皆さん方の暮らしの中で思う存分生かしていただく。冒頭、自己実現という話もされましたけれども、私、よく社会教育では、よりよく生きるという言葉が好きでして、よりよく生きるためにどうすりゃええのか、そういう観点で考えたときに、図書館というのはある種、大変な可能性を持っているというぐあいに思っています。それは本がたくさんあればいいということではなくて、そこでやはりお世話をする司書さんを通じながら、その可能性というのはとても大きいなというぐあいに私自身は思っています。そういう意味では、私の頭の中では、やはり例えば公民館の機能というものともっともつつないでいくってということが一つの方法だろうなというぐあいにも思っていますし、単に教育ばかりでなくて、福祉だとかさまざまな分野でやっぱりしっかりとつながっていく、そんなことを一つは考えないけんと思いますし、それから図書館サイドからいきますと、使っていただくということ、なかなか使っていただけんわということではなくて、使っていただける、どういうところでお役に立てるのかという提案をどんどんどんどんもっとしていく努力が必要だろうなというぐあいに思っているところでございます。大変高い志を持って司書さんたちが頑張っておりますので、私どもが一緒になってそういう方向を目指して、引き続き努力をしまいたいというぐあいに思っております。以上です。

○議員（6 番 景山 浩君） 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で6 番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） そうしますと、ここで休憩をしたいと思います。再開は25分。

午前10時07分休憩

午前10時25分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、4番、板井隆君の質問を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。

最初に、このたび町議会選挙において御支援を賜り、2期目の当選を果たすことができました。この上は、町民の皆様の御意見、御指導をいただき、議会人として一生懸命頑張りますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、最後の一般質問となりますが、通告しております町長マニフェスト2点について質問をさせていただきます。

最初に、住民参画で持続する町と地域のまちづくりから、私は当選以来、まちづくりには地域振興協議会の存続と発展が必要不可欠であると確信し、このたびの選挙でも訴え続けました。

7地区の地域振興協議会は、地域住民の福祉向上及び地域振興を図り、地域の特性を生かした住民参加によるまちづくりを推進するために組織され、これまでに地域振興協議会は行政の重要なパートナーとしてまちづくりに大きく貢献してきたところです。また、地域に対しても役割は大きく、地区内の各種問題解決に向けた協働による支援や連絡調整を図るなど、事業を進めてきました。このように、地域が活発に活動することができたのは、行政の支援と補助があったからだということも思っております。しかしながら、選挙告示前に新聞折り込みがあったなんぶ民報では、地域振興区から暮らしと子育て支援にと書かれ、5年間で4億2,000万円超の支出と見出しがありました。

そこで、今日までに振興協議会に町が支援を行った予算に対する費用対効果についてお伺いをいたします。また、これを区長協議会と公民館制度専任主事を配置すると書いてありましたが、このような場合、その費用と効果についてもお伺いをいたします。

3番目に地域住民の暮らしの安心、安全を守る対策と協議会との連携支援について、今後もまちづくりの推進のため、行政のよきパートナーとして地域振興協議会が継続して活動できるよう、町の支援を引き続き、地域がより一層活発に活動できるようお願いしたく質問をいたします。

そして4番目に、地域振興協議会の基金条例の制定についても伺っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、人と環境に優しいまちづくりの中で、耕作放棄地の復元を推進し、環境保全を図ることについて質問をいたします。

現在、町の主要産業である農業は、後継者不足や高齢化によって耕作放棄地が増加している。町ではこの対策として、耕作放棄地再生推進事業や担い手規模拡大推進事業、さらには町単独の支援事業を展開しております。この農業支援に対する進捗状況と今後の課題について伺います。また、環境保全の観点から、有害鳥獣被害対策について、私が選挙期間中、高姫を遊説してありましたところ、地区の方に呼びとめられまして、この田んぼの状況を見てくださいと。イノシシにこんなに荒らされて手の施しようがありませんというような話がありました。最近ではカキ畑にまで被害が拡大している、町としての対策はないのでしょうかというようなことがありました。私の知っている限りでの対策のお話はして、そこでは別れました。確かにトラクターで耕したような状況で、イノシシなど野生鳥獣による農作物などの被害が拡大しているということを確認いたしました。農業生産意欲が衰退する現状にもそういった中ではあるというふうに思っております。

そこで、平成23年度南部町鳥獣被害対策防止計画に照らし、以下について質問をいたします。イノシシ、カラスなどの被害状況について。また有害鳥獣駆除委託の状況について。3番目に上げておりました町や農協など猟友会などの対策協議会のことが書いておりましたが、私の勉強不足で協議会は既にあり、対策がなされてるようでありますけれど、再質問の中で深く確認をしたいと思えます。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしております。

最初に、地域振興協議会の費用対効果と今後の展望ということでございます。まず、今日までに振興協議会に町が支援を行った予算に対する費用対効果についてということでございます。本町の7つの地域振興協議会では、平成19年の発足以来、総務企画部、生涯学習部、地域づくり部、ふれあい部の4つの部を中心に、防災や交通安全などの活動、共助交通などの生活支援、路線バスの存続運動、文化やスポーツ活動の開催を通じた地域コミュニティーの活性化、環境保護やごみの減量化、農産物などを活用した特産品づくりによる産業興し、地域の皆さんみずからが支え手になる御近所福祉の活動など、地域の幅広い生活課題に取り組み、その解決を図っていた

だいております。

これらの活動の評価として、本町の地域振興協議会では本年の2件を含めて、発足以来、5件の知事表彰を初め、各種機関からの表彰、感謝状など多数の褒賞を受け、社会的にもすぐれた活動を行っている団体として認めていただいております、本町にとりましては今やなくてはならない組織に発展してまいりました。関係者の皆様の御努力に改めて敬意を表して、感謝を申し上げる次第であります。これらの活動を行っていただくために、7つの地域振興協議会に交付しました交付金は、事務局員の人件費を含めた額で、平成19年度が2,445万8,000円、20年度が2,629万3,000円、21年度が2,745万2,000円、22年度が3,768万3,000円、23年度が3,557万3,000円となっております。

平成19年度から23年度を平均すると、7つの地域振興協議会全体では、単年度当たり3,029万2,000円となります。これら交付金のうち、協議会の各種事業に係るお金は、その多くが新たに発生した費用ではありません。従来から支出しておりました行政文書配布手数料や地区公民館の活動委託料などを交付金に振りかえたもの、すなわち財政的にはプラス・マイナス・ゼロであると基本的に考えております。

また、地域振興協議会の事務局員賃金につきましては、そのほぼ全額を国の特別交付税で措置していただいております。

さて、議員御質問の費用対効果であります。冒頭述べました地域振興協議会の活動実績がその効果であると考えております。試みに現在なされております地域振興協議会の活動と同様のことを町が直営という形で行った場合は、7協議会の合計が年額1億7,900万円程度となる試算をいたしております。これは先ほど申し上げました過去5年間の協議会に対する交付金の6倍近い金額ですが、協議会がない場合、すべてのことを職員が行うことで人件費が余分にかかることなどがその原因でございます。

次に、区長協議会と専任主事の配置を前提とした公民館制度にした場合の費用と効果についてという御質問でございます。区長協議会と公民館制度というもので、現在の地域振興協議会と同様の活動を行おうとした場合の費用につきましては、その試算は先ほど説明したこととほとんど同じではないかと考えております。

また、効果についてのお尋ねですが、効果を論ずる以前の問題として、その実現は困難であるとする次第であります。その理由としては、まず区長さんについては、その多くは仕事を持っておられまして、日常的にみずからの集落のお世話で手いっぱいという状況の方が多く、なかなか集落を超えた広域的な取り組みや課題の解決は、お気持ちはあっても物理的に実践が困難であ

ると拝察しております。また、その任期も1年限りという方が多くて、腰を据えて地域課題の解決に取り組むことは難しいのではないかと考えております。

加えて公民館の活動については、その大きな目的は生涯学習やスポーツを通じた学習機会の提供やそれらの活動を通じての地域コミュニティの醸成であると考えております。本町でも今日まで公民館の活動は活発に行われてまいりましたが、従来から冒頭に述べましたような広範多岐にわたる地域課題の解決を図ることは、その性格上、無理であるというのが過去の活動を振り返って感じるところでございます。ちなみに、その限界を打破するためにも、地域振興協議会が誕生したということでもあると考えております。

次に、地域住民の暮らしの安心、安全を守る対策と協議会との連携支援についてというお尋ねでございます。暮らしの安全、安心という観点からお話しすれば、本町の今後の大きな課題の一つは、御高齢の皆様に対する福祉や生活支援の施策であると考えております。

本町、65歳以上の人口は、10月末現在、3,582人、町内人口の約31%を占めて、その数は20代人口の4倍近くであります。また、本町で一番人口の層が厚い60歳代の人口は、1,934人、町内の総人口の17%を占め、その数は20代人口の2倍強であります。今後、これらの方々が75歳以上の後期高齢者に移行されていくことで、福祉のサービスや通院、買い物などの生活支援、安否の確認などさまざまなニーズが現在よりも格段に増加することが予想されるわけでありまして。このようなことは南部町に限ったことではありませんが、本町におきましては現在、各協議会で取り組んでいただいております地域福祉や共助交通、見守りなどの生活支援の活動を、住民の皆様の活動を町が支える協働という形でさらに発展をさせていきたいと考えております。

以上述べました安心、安全の施策につきましては、必ずしも御高齢の皆様が対象ということではございません。災害に強い地域づくりや児童、生徒の登下校時の見守りなど、現在、各地域振興協議会で取り組んでいただいております幅広い分野での活動に対しても、連携と支援を今後とも継続してまいります。

次に、地域振興協議会基金条例の制定についてという質問でございます。地域振興協議会の交付金はその年度に余剰が生じた場合には、節減や他の財源の確保などの努力を無にしないために、交付額の5%までを次の年に繰り越すことができるように交付金規則に定められております。ただし、その場合でも次年度に明確にその人を定めることが原則でありまして、単に積み立てることが目的では認められません。御案内のように、交付金の原資は税であり、その用途は厳格に定めるべきであり、余剰が生じたからと言って安易に積み立てるということは許されません。原則

は、交付金が余って、次の年に明確な用途や必要性がないなら返還するという事で御理解をいただきたいと思ひます。

また、交付金以外で事業費が必要になった場合につきましては、各協議会とも従来から国や県の補助事業を御活用いただいております。ちなみに、その際の事業申請や実施に係る支援は、それぞれの事業の担当課がお世話をいたしておりますこともこの場をかりて申し上げます。

次に、耕作放棄地の復元でございます。まず最初に、耕作放棄地再生対策支援の現状と課題という質問でございますが、まず耕作放棄地の増加は、単なる農地の荒廃だけではなく、地域全体の疲弊につながっていると感じております。したがって、農地の再生は単に農地単体の再生だけではなく、地域の再生につながっていくと考えております。

さて、耕作放棄地再生対策の現状についてですが、耕作放棄地対策では、まず農地の利用状況調査を行い、それに伴う指導により解消を図るため、遊休農地パトロールや農地調査に力を入れているところであります。平成24年度の調査では、12月段階で18.1ヘクタールの遊休農地があり、うち新規が3.8ヘクタール、継続で上がっているものが14.3ヘクタールでございます。中間報告の面積ですので、これらを解消するため、耕作放棄地所有者へ解消に向けた指導及び耕作放棄地再生事業の活用推進などを今年度も取り組んでいるところでございます。

農業委員会では、農業委員の方々に利用権設定の調整役として活動していただいているほか、意向調査として遊休農地の所有者に面会して、希望を聞き取っていただいております。農業委員みずから面会して指導改善を求め、また意向を聞き取ることによって大きな効果が出てきております。あわせて耕作放棄地を再生する耕作放棄地再生事業を活用し、毎年の事業実施により、平成21年度から約1.9ヘクタールが再生されております。今年度も約20アールの耕作放棄地が再生されております。この事業は、耕作放棄地を再生した後、担い手が6年以上の利用権設定により、借り受けることで初めて実施可能となります。今後、事業の推進を図るには、いかに耕作放棄地を借り受ける担い手を確保できるかにかかっておりますので、今後は説明会での事業説明、広報での事業PRをしながら、事業実施を図っていきたくて考えております。

また、耕作放棄地を未然に防止するために、耕作放棄地再生事業の実施主体である農業再生協議会には自走式草刈り機を備えつけておまして、随時貸し出しを行っております。この草刈り機は、耕作放棄地防止のためならだれでも使うことができます。平成23年度には、約10ヘクタールの農地で使用し、農地の耕作放棄化に歯どめをかけておまして、まさに予防と言える対策でございます。耕作放棄地は発生すると再生に時間と多大な費用がかかってくるわけでありまますので、それを予防することは大きな効果があります。今後とも、耕作放棄地対策においては、

予防と再生の両輪で対策を進めていきたいと考えております。

続いて、課題についてでございますけれども、一番の課題は不在地主であります。不在地主の農地になった理由は、諸事情で地域を離れられたり相続によって地域外の方が農地を取得されたりさまざまなかわけでありまして、電話や文書で連絡がとれない方、連絡がとれても意向を示していただけない方など、対応に苦勞している状況でございます。今後も高齢化や相続による所有権の分散が危惧される中で、農地利用の高度化、効率化を実現するには、相続などで取得した農地の保全管理などの困難さから、農地の所有そのものが負担となっているものの農地を事前に把握して、寄附行為による農地の移転も含めて、公的に強く関与して管理する仕組みの整備が必要であると思っております。これには法律的な整備も伴いますので、国や県へ要望できるように検討していきたいと考えております。

次に、平成23年版南部町鳥獣被害防止計画の現状と課題ということでございます。南部町では、鳥獣被害対策を進める上で、鳥獣被害防止計画を策定しており、その計画の中で鳥獣被害の現状とそれを改善する対策を定めております。

まず、鳥獣被害の現状ですが、南部町では3年前の平成22年度には1,042万円の被害額、23年度には319万円の被害額、平成24年度には現段階で439万円の被害額となっておりまして、長期的に見ると減少傾向にあるものの、依然として深刻な農業被害額となっており、農業者の離農の大きな原因となっております。

南部町では、この鳥獣被害の大部分をイノシシとカラスが占めております。カラスについては、気候による山間地のえさのできぐあいにより、被害が集中する年と少ない年とが極端ですが、イノシシの被害はどの年も200万円から350万円の被害を出しておりまして、被害額は横ばい状態が続いております。

イノシシ被害の傾向としまして、被害範囲がほぼ全町に広がってきているところがあります。今まで被害がなく、対策を実施していなかった地域、あるいは農地での新規被害がふえておりますので、今後は対策未実施地域での被害対策実施が急がれるところでございます。これらの現状に対しての鳥獣被害対策ですが、町としては有害鳥獣駆除による個体数調整と侵入防止さく設置による農地に入らせない対策を主として進めております。

まず初めに、個体数を減らすための有害鳥獣駆除でございますけれども、平成24年度は猟友会に4月から10月までの期間、有害鳥獣駆除の委託をしておりますが、近年、イノシシの被害を及ぼす時期が長期化しておりまして、作物作付のない時期の掘り起こし被害なども深刻化しておるといようなことから、今年度より西伯地区では3月についても委託を実施しております。

今後、駆除委託期間については、全町的に現場実態に合わせた駆除期間の設定をしていくように検討しているところであります。

また、支援についてでございますけれども、町は駆除の促進のため、捕獲されたイノシシに対して捕獲奨励金を出しております。平成23年度こそ77頭だったものの、22年度、219頭、24年度には259頭と年々増加しております。捕獲数増加に大きな効果があると思います。しかしながら、被害農地は至るところでふえておまして、今後も増加していくと考えられますので、駆除体制の充実が求められると思っております。

また、被害を直接的に防ぐには、農地に入らせない対策が必要であります。侵入防止さくの設置を支援しているわけでありまして。平成22年度に2万6,000メートル、23年度、4万メートル、24年度は1万8,000メートルのワイヤーメッシュさくを設置しており、設置地域では被害防止に大きな成果を上げております。

対策未実施の農地や地域への被害が広がっておりまして、被害防止計画に定める軽減目標をなかなか達成できない状況が続いております。

近年は、農地に限らず農道や民家への生活被害も広がっておりまして、対策はもはや農家だけの問題ではございません。地域が一体となった侵入防止さく設置などの対策が必要となっておりまして。そのようなことから、町としては地域が主となった侵入防止さくの集団設置ということを推進しております。

また、設置後の管理も非常に大切であります。設置したところからが対策のスタートとなりまして、見回りや掘り起こし被害の補修などにより、イノシシの侵入を防いでいかなければなりません。これらの管理ができるかどうかで、設置後に侵入されるかどうかが大きく違ってきます。管理をしっかりしてもらうように管理体制の整備を指導しているところでございます。

今後の課題としましては、広範囲化したイノシシ被害に対応できる地域での体制をいかに築けるかが課題であります。このため、地域が主体となった侵入防止さくの設置の推進や効率的な捕獲を行うために、集落ごとでの狩猟者の育成、その他、地域が主体的に行う鳥獣被害防止に向けた取り組みなどを長期的に支援していくことが大切だろうと思っております。町としましてはこれを実施し、体制を強化するための措置といたしまして、駆除頭数や期間の拡大、新規の狩猟免許取得者育成や解体処理施設の活用を含めた捕獲体制の強化、ワイヤーメッシュさく設置補助の拡充など、支援をより一層強化をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。

そうしますと、最初、地域振興協議会の方から順次、再質問をさせていただければと思います。

このたびの選挙において、なんぶ民報の方で書かれておりました、私は冒頭でも質問でもお話をさせてもらいましたように、振興協議会については深く必要なものだという考え方で、ずっと今までもやらせてもらってる関係もあって、特にこの部分について話を、一般質問もさせていただいたということなんですけれど、まず、なんぶ民報では地域振興区に対して、5年間で4億2,000万円ということだったんですが、先ほど町長の方の説明でいきますと、協議会の運営費、交付金ですね、それから人件費で合計しますと1億8,700万ぐらいですか、そのぐらいだというような話を聞いたと思うんですけれど、そうすると5億、4億2,000万、その差というものはこのなんぶ民報に書いてありますけれど、役場の職員が実質派遣された人件費であるということになると思います。この人件費というもの、やはり当初、この地域振興協議会を立ち上げる、そして協議会自身が独立して動けるようになるためまでの支援であったというふうに思ってるんですけれど、この町の職員を派遣したということに対する町としての考え方についてまず伺えればというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。議員さんは派遣というふうにおっしゃいましたけど、あくまでこれは籍を企画政策課に置いて、協議会の立ち上がりのところでの支援をするということでございます。このことは従来から申し上げてまいりました。もう少しそのことと言及しますと、具体的に自治体の職員が住民の皆さんの分権やそれから住民自治の力を養う土俵をつくること、その努力の応援をすることは、これは町としても地方自治体の職員の業務の本旨であるというふうに考えて、支援という形で協議会にお手伝いをさせてもらったということでございます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 失礼しました。なんぶ民報では実質派遣ということが書いてあったので、そのまま読み上げてしまったということなんですけど、支援という形で職員の方が各協議会に2人ずつですか、で約3年間ということでおってもらったわけなんですけれど、確かにそれがあったからこそ、今の協議会の一つの流れというものを植えつけてもらったり、また自分たちで活動する肥やしをいただいたというふうにも思っております。やはりそういった面からいくと、ちょっとこの質問とは外れるかもしれませんが、きのう、真壁議員がゆうらくの話で、町の職員がつくった法人であると、職員が支援した法人、支援といいますか、町の職員であって法人ができたんだということになりますけど、町の中でそういったことを行政としてやっていこ

うということになれば、やはり町の職員の方のそういった支援がないとやっていけないということだというふうに思います。

そういった中で、あわせてこのなんぶ民報の中には、区長協議会と公民館の復活をということを書いてありました。先ほど町長の方から話がありましたように、区長協議会というものは、今現在としては非常に難しいだろうということをお話されました。そうしますと、公民館の復活ということに対しては、どのように考えておられるのか。もう少し詳しく教えていただけませんかでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。公民館ということでございますので、本来は教育委員会の方にお答えいただくことかもしれませんが、協議会との関連、それから私自身も公民館で長いことお世話になっておりました経験もございますので、そのあたりから申し上げてみたいと思います。

公民館につきましては、もうこれは社会教育法に定めがありますとおりでございます。教育、学術文化に関する各種の事業を行いということでございます。この部分からいたしますと、現在、協議会で取り組んでいただいております広範な地域課題の解決、例えば防犯、防災、交通、環境、特産品、農林業、地域福祉、そして生活の支援というようなことについては、そこまでの広がりというのはなかなか公民館ではできないというふうに考えております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） その公民館ではできないというのは、さっき何か言われましたけれど、何かそういったような法律的なことがあってのことですね。その辺については教育委員会の方がいいんでしょうか。（発言する者あり）いいですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。法的なことということで、これも教育委員会の御担当になるところでございますけれども、行きがかり上、私の方でお答えさせていただきます。

社会教育法の規定の中に、公民館というものもきちんとうたっております。目的は、先ほど申しました教育、学術文化に関する各種の事業を行いというようなことでございます。これは地域振興協議会の活動の中にも包含されておる部分がございます。各協議会で生涯学習部ないしは公民館部とおっしゃっておられます活動でございますけれども、再度申し上げますが、そのほかの、例えば防災ですとか天候ですとか特産品ですとか見守りとかもろもろのことにまで取り組むとい

うようなことにはなっておりませんで、そのあたりで公民館というものの活動に一定限界があるように認識しておるところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） そういうことになると、今、地域振興協議会はそれ以外のところ、言われましたように公民館部というのも存続しておりますし、あと総務部とかふれあい部とか地域づくり部とか、そういったような部分も兼ね合わせた一つの組織なわけなんですけれど、各それぞれ集落から部員さんというのが出ておられまして、そういった形の中で各地域を守りながら、また自分たち個々の集落も見ていってもらってるというような状況になっております。

それを今、またもとに戻りますけど、区長協議会という形になったときに、本当にそういった形が集落として確立ができて、あわせてそれ全体を見守ることができて、例えばそれが公民館と一緒にやっていくという方法もあると思います。が、それができるのかということと、それと公民館には専任主事を配置をするというようなことをなんぶ民報には書いてありました。専任主事といいますと、多分役場の職員をそれぞれに置くということだと思えるんですけど、それに対して、先ほど話がありました、職員を今の体制、協議会の体制の中でやっていくためには、3人ぐらいの職員が必要なんだというふうに書いてありましたけれど、その中身といいますか、どのように考えておられるのか。それともう一度、全体で年間で幾らの人件費がかかるのかというところをもう一度ちょっと教えて、ちょっと聞き落としてしましまして、もう一度教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。区長協議会につきましては、従来、地域振興協議会できるまでは区長協議会ということで、行政要望等いただいておりますが、先ほど町長答弁にもありましてとおり、区長さんというのはその多くがお仕事を持っておられて、そしてまたみずからの集落のお世話で大変その部分で御負担の大きい職だと思っております。

答弁の中にもたしか、お気持ちはどの区長さんも強く持っていておられるということは理解いたしておるんですけども、なかなか今度は物理的に広範な地域の課題の解決に向けて活動しましょうというようなことは、物理的に困難であるというふうには認識しておるところでございます。

それから、専任主事のお話でございますけども、これは先ほど、これも町長答弁にありましたんですけども、専任主事というのは具体的に当方が試算いたしました中身は、各協議会で今、地域振興協議会の活動が現在、ここまで高まってまいりましたんですけども、これと同じことを全く

協議会というベースがないとここで職員がやろうとすると、少な目に見積もりましても各協議会3名ずつぐらいの人員が要するという試算をいたしました。それから、活動費等も今と同レベルを保とうと思うと必要となりますが、そういうものを合わせました費用が年間で約1億7,900万程度になります。3人の専任主事が7地区という計算プラス事業費ということで、そういう額を試算いたしておるところでございます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。結局、そういったような形にすれば、多く見てなんででしょうか、それとも先ほど言われましたように少なくかもしれませんけど、年間で1億7,900万というものの税金を投入していかなくちゃいけないということになると思います。これは、さっき町長答弁ありました6倍、そこだけは覚えておりましたけれど、今でいうと6倍ものお金が必要であるということになるんですけれど、今現在、今の職員どんどん減っていく中、また非常に財政も厳しい中で、このような体制を組むということは、例えば町長、済みませんけど、今の町の財政からして可能なんででしょうか。それとも不可能な状態なんででしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど来の御質問を伺っておりまして、ちょっと今までのところをまとめてお話をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、財政的にどうかということから言いますと、これは当面はやれんこともないと思えます。基金もございまして、そういう施策を打ち出すということではできないことはないと思えますが、いずれ行き詰まっていくというようになります。4年や5年はやれても、その先のツケは子供や孫に回ってくるわけでありまして、健全な財政を将来にわたって築いていこうと思えば、やっぱりそのような施策はとれない、このように思っております。

一番最初に、180数名の職員が合併でおったわけでありまして、したがって同じような類似団体の職員数を見ても、大体100人の住民に1人ぐらいの職員数というのが一般的であります。1万2,000人ぐらいの町の職員数、他の自治体の類似団体の職員数がその程度になっております。ということは、六、七十人、合併によって余剰な職員を抱えたというわけでありまして、これ、職員は生首を切らんというのが合併の約束で、申し合わせでございまして、この職員の有効活用を図っていくといけんということがあったわけでありまして、一方で、したがって、そのチラシに書いてあります4億何とあってありますけれども、実際にその支援をしているわけですから、その仕事をしているわけですから、間違いなく一定のお金はかかっていると思えます。ただ、町としては断定ができません。というのは、企画政策課の職員におりました。

て、いろんなほかの仕事もお願いしております。町全体の対応もしていただいております。これは防災だとか、いろんな面で町全体の対応もしている。かかっていることは間違いありませんけれども、そのチラシのように4億何ぼだなんて断定ができんということでございます。その辺がちょっとすれ違っておるなというように思っております。

当初2名ずつ派遣して支援をして、そして1名になり、最後にはゼロになったわけでありまして。その分が穴があきますので、地元で雇用していただいて、徐々に切りかえていきました。そういう取り組みによって、職員を住民の皆さんが直に役に立つ、住民の皆さんの力になるところに、そばに派遣して使っていただいたというように思っております。ですから、非常にそういう意味では職員の皆さんには大変な御努力をいただいたと、このように思っているわけでありまして。

現在は職員の数も120人台まで下がってきて、初期の大体目標は達成できつつあります。ただ、これではまだまだ足りないということでありまして、さらなる努力も求められているわけでありまして、これを全部主事を置いてやるというようなこと、これは職員の数がふえるわけでありまして、全くこれは逆行することになるわけでありまして。現に、もう自主的に活動がどんどん進んでおりまして、今さら職員が入り込んで指導するというようなことではないのではないかと、そういうレベルに至っておられるのではないかとというように思っております。私は、やっぱりこの自主的な活動を支えていく、いわゆる本庁の機能というものを高めて、専門性を高めて指導していくというのがこれからの付き合い方ではないかなというように思っているわけでありまして。

それから、これはちょっと別な角度からですが、この地域振興協議会の設立の是非について、先ほど長尾専門員がいろいろ申し上げましたけれども、区長協議会に御相談しております。こういう組織立てをして今後の施策を進めたいと思いますが、そのためには区長協議会、解散となるわけでありまして。そういう区長協議会に御相談をし、区長協議会の方で議論して、これ結構な数でございまして、相当な数の区長さん方が出られて協議をして、その出された結論がこの施策を進めてごせと、協議会は解散と、みずからもそういう結論を出していただいていた経過がございまして。したがって、区長協議会をもとへ戻ってやったり、あるいは公民館主事を置いてやるというようなことは、これは町民の皆さんも判断されて、私が承認をさせていただいたわけでありまして。そこはもうはっきりしたのではないかと思います。こういう方向で今後も進んでいきたいというように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。先ほど公民館、あるいは地区公民館の話が出ま

したので、少し私の方からも考え方を答えをしておきたいというぐあいに思っております。

公民館のあり方につきましては御承知のように、合併以前の段階で両町の仕組みが変わっていったということがございます。私なりに、地区公民館が置かれておいて、何で置かれていたのかなってことを私なりに考えてみました。それは、一つには、やはり広域、エリアが大変旧西伯町さん、広うございますので、1つの中央公民館だけでは十分住民の皆さん方の御要望におこたえ切れないだろうということで、必然的に地区公民館というような制度ができたんだろうなというぐあいに一つは思いました。

それからもう一つ、これは大事なことだと僕は思うんですけども、広域であるがために地区公民館をつくる、いわゆる中央公民館ではだめなんだってということであれば、ある程度同じようなものを展開されてくるというのが原則だろうというぐあいに思っていますけれども、しかしながら実際にそれぞれの地区公民館で行われておった取り組みというのは、非常に地域の特性が私は反映をされたような活動が展開をされておったというぐあいにまず認識をいたしております。

それで、教育というのは時代とともに変わってることが求められるわけでありまして。私も4年余り旧町の公民館で公民館主事として現場にいました。いながら当時、公民館不要論というものも展開をされておいて、全国で公民館ってというのは本当に必要なのか、税金で本当に勉強を応援せないけんだらうかっていう、こういう不要論というのが展開をされてきておりました。そうした中で、一定の程度の税金を使って学びを支援をしていく。そうしますと、昨日の町長の答弁にもあったかと思えますけれども、やはり学びを通じて地域の課題、自分の単なる生きがいやそういうことだけにとどまらないで、やはり暮らしや地域の課題にどう学びをつなげていくのかというものがだんだんと求められるようになってきた。

しかしながら、私、4年間おいて、なかなかここが繋がっていかない。一つの理由は、町長事務部局と教育委員会事務部局ってというようなところも一つやはり大きな原因でなかったのかなというぐあいに私自身は自分の経験で反省をしたりしてるところであります。

そうしたことを踏まえてみますと、このたびの地域振興協議会、地域振興区の設置ってということで、南部町のまちづくりを考えていくって流れの中で、そういう地域振興協議会、いわゆる地域の皆さん方に地区公民館の活動をお返しをして、そしてその中で暮らしや地域の課題と学びを結びつけていただくことの流れというのは、私は時代の中で一つのある意味、あるいは南部町にとっては、南部町の方向性からすれば、一つこれは大事な流れでないのかなというぐあいに判断をいたしております。

地区公民館がなくなったということのお話があるわけでございますけれども、公民館そのもの

はなくしているわけではありません。南部町公民館があり、そして現在、西伯分館があるわけですから、公民館はなくなっていないわけでありまして、そのように教育委員会としては整理をしながら、公民館としての役割、時代の中での公民館の役割というものは引き続き果たしていけるように努力をしてみたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。教育長も心配もしておられると思いますけれど、私のいる南さいはく地域振興協議会でも公民館部というのがちゃんとあって、地域の特性を生かしたそういった公民館としての活動を地域の皆さんと一緒に進めておりますので、安心をしていただければというふうに思います。

そうしますと、ちょっとこの辺でこの協議会のことについてまとめておきたいんですけど、結局、話をすれば、まず人件費についていけば、町職員がそのままし配置をされれば、今の6倍近くのお金が要る。結局裏返せば、職員の6分の1で協議会の今の職員の皆さんは頑張っているということに当てはめてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれど、そういった中で、地域のために地域の問題解決を一生懸命していただいているということをまずは町民の皆さんにもわかっていただきたいなというふうに思いますし、各それぞれの協議会、冒頭でも質問の中でお話ししましたように、地域の問題解決に向けて一生懸命対応し、公民館部ばかりではなくて、そういった地域の安心、安全のためにも一生懸命やっておられるんだということも、これも町民の方にもわかっていただきたいというふうに思いますし、区長協議会ということもありましたけれど、この協議会のもとには評議員というのがありまして、これ地域のすべて区長さんが対応して、すべての物事を決める、予算立てから事業計画、すべてを評議会で諮って、区長さんの了解をいただいて、各それぞれの協議会も1年間の行事もやっておられると。私がいる南さいはくでもそういうふうにしております。多分ほかの協議会もすべてそういった形でやっておられるという。要は、区長協議会も公民館も、またそれ以上、地域の方の安心、安全の暮らしを守るためにこの協議会の皆さん、そして各地域から選ばれて出られました部員の皆さんが一緒になって地域を守り、そして自分がいる集落を守ってるという協議会だということで、このピラにありました部分は、これすべておかしいんじゃないかというふうに思って、訴えさせてもらいまして、協議会についての質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、耕作放棄地の件についてなんですけれど、まず最初に、耕作放棄地の再生、復元と申しますか、のためにそれぞれ耕作放棄地の再生、推進事業や担い手規模拡大推進事業ということ、また町も単独で支援事業を取り入れながら再生、また復活に向けて対応しておられるというふう

に思っておりますけれど、先ほど町長の答弁でもあったんですけど、この再生についてどのように今現在、現在といいますかこれからの対応ですね、を考えていこうと。また、今度、新年度の予算も来るんですけど、そういったものを予算に生かしていこうというような考えをお持ちなのかお聞きをいたします。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。町長答弁にもございましたけれども、耕作放棄地の再生事業について、まず3つ、大きな柱といいますか取り組みを現在行っております。

その一つに農業委員会で行っていただいております農地の利用状況調査でございます。農業委員さん、21名いらっしゃるわけですが、南部町を7つのブロックに分けて、それぞれが担当の地区を受け持ちになられまして、自分の足でそれぞれの地域を回っていただいて、耕作放棄地の現状、実態というものを把握をしていただいております。それを事務局の方に情報としていただきまして、それぞれの耕作放棄地の判定をするわけですが、その判定に基づきまして、再度、農業委員さんが耕作者の方に直接お会いになられまして、農業指導等々を含めて、耕作放棄地の解消に向けての直接的な御指導の方を行っていただいております。あわせて意向調査も含めまして、その耕作放棄地の遊休農地では今後についてどういうお考えをお持ちなのか、そのような意向も伺っていただいております。

そういった意向をもとにしまして、2つ目にその意向をまとめたものを担い手の方へ集積をしていきたいと、そのような取り組みも今、行っております。担い手の方に利用権設定をしていただいて、そういった農地の集積を図っていただきたいというふうに思っております。

それと、もうあと一つ、3つ目でございますが、耕作放棄地の再生対策事業というものがあります。これは、耕作放棄地になった圃場を再生の事業をそこに入れ込みまして、重機等によりましてもとの農地として復元をするという、そういう事業であります。そこに新たな利用権設定等を設定をして、生きた農地として南部町で復活をさせるという、そういった取り組みを主にやっております。この3つを南部町の耕作放棄地の解消に向けての大きな柱として向かっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。実は私も再生対策事業では、私の住んでるところのちょっと奥の方、対応させていただいて、実はそこをウド畑にして、南さいはくの特産品をそこで今、皆さんと一緒につくってるというような状況で、非常にいい事業だなと思って私も活用させていただきましたし、それから町長の答弁もありましたけど、自走車の草刈り機

ですね。あれも私も実は何回か借りて、そういったところも切らせてもらったりとかさせてもらって、本当にいい対策が講じられていると思ってるんですけど、ただ、やはりまだまだ知らない方、例えば私が草刈りとかしてても、これ、どうしたのとかって言われると、いや、これ産業課で借りれるんですよとかって言っても、やっぱり知らない方がまだまだ多いというのも現状だというふうに思います。できればたくさんの方に使ってもらって、1台で足りないからもう1台でも買おうかというようなぐらい使っていただけるような方策というのも必要だと思うんですけど、その点についてはどのように対応をこれからしていこうというふうに思っておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。自走式の草刈り機、ハンマーナイフモアというぐあいには別名呼んでいるんですけども、これが先ほど板井議員おっしゃっていただきましたように、非常に地域の方で実績を積んでおります。稼働しております。ちなみに、23年度で43件ございまして、面積としては958アールの草刈りを地域の方で行いました。24年は途中経過になりますけれど、32件現在、759アールですね、地域の方で草刈りをさせていただいて、住民の皆さんが直接そういった予防に非常に貢献をしているハンマーナイフモアであります。

そういった現状を踏まえて、やはり使用頻度、こういったものも必然的に高くなってる状況でありますし、先ほど言われましたように、この存在をまだ御存じない方もございます。そういったこともどんどんどん予防の観点も踏まえて、住民の皆さんにはPRをしていきたいと思えますし、また貸し出しについても、今単体であるわけですけども、これを複数に数をふやすということも今後は検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。特に自走モアについては、私も使った経験から、今でいうセイタカアワダチソウのような太いような茎でもきれいに刈ってくれる。草刈り機でしますと、下から切って倒すだけなんですけど、あれですと砕いてくれるということで、後始末も手間要らずということで、非常に便利な機械だなということで、南さいはくも実は1台買って、そういった形で対応をしかけているというところなんですけど、やはり本当にいい機械、これは多少高齢者の方でもそんなに難しい機械ではなくて簡単に使える機械だなと思っておりますので、ぜひどどん周知をしていただいて、農作業に時間がかかる、力が要る、朝仕事だないとできない百姓をそういった形で支援をしてもらえれば、非常に継いだ者ですね、放棄地も維持ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも前向きに推進をしていただきますようによろしく申し上げます。

それから次に、鳥獣被害対策の防止について幾らか御質問をさせていただきたいと思います。

産業課の方からまた質問したときに、南部町の鳥獣被害防止計画というのの23年度版をいただいて、この中から話をさせてもらったんですけど、私は最後まで見ないうちに質問を書いたしまったもので、被害対策協議会ですか、そのことも書いてあったのに、それをこんなもんつくったらどうですかというようなことを書いてしまって出してしまったことをまず訂正とおわびをさせていただければと思います。

まず、やはり基本となるのは被害対策協議会の状況、そして運営とか開催、こういった形での開催をしておられるのかということが一番大事だと思うんですが、その点についてお話をいただければと思います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。被害対策協議会でございますが、まず構成員としましては、JAさん、それから狩猟者の方、それから農家の代表の方、それから行政、そういった方々で構成をいたしております。それと、どのような活動状況かということでございますけれども、まずそういったメンバーで総会を行いまして、全体的な年度の有害鳥獣の駆除に対する防止策について検討をいたしております。

それから、その他の取り組みといたしましては、例えば捕獲技術の向上の講習会、こういったことも対策協議会の中で行っております。具体的には、捕獲おりの導入の集落の対象の捕獲おりの取り扱い方の講習会、こういったことを行っておりますし、それからヌートリア、アライグマですね、これの防除の実施講習会、こういったことも実施をしております。

それから、ことしから稼働しておりますイノシシの解体処理施設、これの検討会、設置に向けての検討会、こういったことも昨年は実施をしております、そういった有害鳥獣駆除につきまして、全般的なもの、あるいは具体のもの、そういったものについてこちらの協議会の方で実施、体制、そういったものを行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。そういったことが確かに書いてありまして、その中で鳥獣被害対策の実施隊員に関する事項ということで、中で、被害が広範囲に発生しており、被害地周辺の集落単位での実施は実施した方が迅速な対応が可能のため、鳥獣被害対策実施隊を設置することは考えていないが、猟友会の協力のもと捕獲を実施するというような格好になっておりまして、今年度の予算を見ますと、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれど、予算がいろんな予算が組んであるということで、有害鳥獣駆除委託、侵入防止の設置、それ

から鳥獣ハンター育成事業、捕獲奨励金などですね、いろいろと予算が組んでありまして、年間この鳥獣被害対策には多額の予算が組んであります。それ以上に被害がありますので、私はこれを削って下さいというわけではなくて、もっともっとふやしてでも何とか農地を守る対策をしていただきたいという立場からなんですけれど、今のこの委託の詳細、今年度の目標の計画の中を見ますと、西伯と会見ということで分かれて予算が組んであるんですけれど、この辺はどのようなことでこのように別々に組んであるのかということをもっと教えていただければと思います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。有害鳥獣駆除の委託ということで、西伯、会見の猟友会の方をお願いをいたしておるわけですが、駆除につきましてはそれぞれの範囲といいますか、そういったところも差異がございますので、実際に駆除委託費としましては、それぞれ違った委託費が計上をしてあります。ちなみに、イノシシ駆除ということで、西伯猟友会の方には駆除費として90万、会見の方には45万ということで、委託費の方を計上させていただいております。

それとあわせて、会見の地区につきましては、カラス被害、果樹団地がございまして、カラス被害が会見の地区には発生をしております。そういったものも会見の猟友会さんの方には、イノシシ駆除のほかに、あわせてお願いをしております。ちなみにカラス駆除の方が60万円ということで、そういうような内容の別ということで御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ちょっと、なぜ私がこの質問をしているかということなんですけれど、実は最初に会見の方でイノシシ被害に遭った方と出会いましたということで、話を聞いて帰って、西伯の方の猟友会の方の方に、こんな話聞いたけん、何とかしてよとかって話をしたら、いや、あそこは会見の猟友会だけけん、わたしたちは行かれんだというようなことを言われまして、そんなのかと思って、それからちょっと予算の方をあけてみたら、ああ、本当だ、別々になってるわと思ったんですけれど、被害の話、先ほど出たんですけれど、例えば23年度とか24年度途中まで含めて、例えば西伯と会見ってどのくらいの被害、予算が別々ならば被害的なものも別々でとってあると思うんですけれど、どのような形になってるのでしょうか。これは数字ですから、議長、まずいでしょ、急ですが。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 被害のそれぞれの別ということでございますけれども、ちなみにイノシシで24年度でいきますと、西伯地区では捕獲実績でございます。201頭捕獲をいたして

おります。会見地区で58頭の捕獲数でございます。被害額ということにつきましては、それぞれ西伯、会見ということではちょっと数字の方、今、手元の方に持ち合わせておりませんので、申しわけありません。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 24年度で西伯の方で201頭、それから会見の方で58頭ということなんです。立地条件からして、これは西伯の方が山がたくさんありますので、当然といえば当然だというふうに思います。特に、中山間地域についてはこのイノシシの被害というのは非常に大きいわけなんですけれど、そういった中での実績がこのとおりでと思うんですけれど、ただ立地条件ばかりではないと思うんですけれど、猟友会の例えば今の西伯と会見ですか、の所属しておられる会員さんとお呼びしたらいいんですか、は、どのくらいの人数で分かれておられるのか、教えていただければと思います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。西伯、会見の猟友会の会員数という数は今ちょっとここでは把握をしていないんですが、ただ、有害駆除の従事者数ということで御案内をさせていただきたいと思います。

ちなみに、平成22年で西伯地区につきましては24名、会見地区におきましては6名、23年度につきましては、西伯地区が26名、会見地区が8名。これはイノシシでございます。

ちなみに、カラスにつきましては、西伯地区が8名、会見地区が11名。23年度は会見地区のみ10名という状況でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。立地条件ばかりじゃなくて、やはり従事しておられる方の人数からしても全然違うわけです。私が会見、会見って言ってるのは、たまたま通ったときにそういったことで呼びとめられて、そういった姿を見たからで、特に感じてるところがあるんですけど、やはり中山間地域というのはいろんな、何ていいますか、ワイヤーメッシュとかそういったので、だんだんだんだん防護さくというものができてきて、イノシシの方も居場所がなくなってきたりして、里の方にも今、被害が及んできてるというのも一つの大きな原因であるというふうに思ってるんですけれど、やはりそういった形での被害状況があれば、今という24年だと8人ですか、会見の方では8人ということなんですけれど、やはりそういった形でいけば応援的なものでもいいですし、一緒になってと、長年別々で……。

○議長（青砥日出夫君） 発言時間がわずかですので、まとめてください。

○議員（４番 板井 隆君） はい。おられますんで、難しいところもあるかもしれませんが、そういった施策といいますか、いうことは考えておられませんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。有害鳥獣駆除被害がなかなかイノシシに関して横ばい状態であったりとか、カラスについてはそれぞれの年によって状況は違うわけですが、それを駆除をお願いをいたしております猟友会の皆さんでございますけれども、猟友会の会員の皆さんにつきましても高齢化が進んだりとか、あるいは猟友会の中でなかなか次の猟友会を担う、そういった新たなメンバーといいますか、そういう方がなかなか出てこないというのが現状ではないのかなというふうに認識をいたしております。

そういった中で、南部町全体で西伯、会見、それぞれあるわけでございますけれども、そういった猟友会の状況、あるいはそういったことを当然加味して、今後の展望を描けば、やはり２つの猟友会さんの中で今後に向けての協力体制、そういったものを確立をしていただく、そういった流れというのは猟友会の方でも考えていただきたい、そういうような思いでおるわけでございます。そういうような問題提起も、これから町といたしましてしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ４番、板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） 時間がなくなりましたので、こちらについてもちょっとまとめておきたいんですけど、やはりこのイノシシ被害というもの、またカラスの被害、カラスについては特に会見地区にはカキ、ナシという、そういったような特産品もたくさんつくっておられますので、必要な部分もあると思います。そういった中で、後継者も、また高齢化もしていって行く中でやっていくために、やっぱりある程度大きいところ、小さいところがまとまっていって、全体で南部町を見ていく、対策をしていくという方向が必要だし、そういったためには被害対策協議会とか、また行政の方でそういった形をつくっていってもらうように指導というのはあるかもしれませんが、方向にやはり持っていってもらうということが必要だというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

私は、この今回の一般質問をさせていただきました。坂本町長はこのたびの町長選挙で、マニフェスト、きょうは２つのマニフェストについて質問させていただきましたけれど、町長は町民の皆さんに示し、そして７０％近くの支持を受けて当選をされたわけです。初日でしたか、３０％の反対票は真摯に受けとめ、反省に立って政権を推進するということをお話されたと思います。そういったところも必要だとは思いますが、野球バッターでいえば何割バッターなんていう

のはいないわけです。このたびの選挙、町民の皆様方の信用を……。

○議長（青砥日出夫君） 時間になりました。

○議員（4番 板井 隆君） 得られたというふうに思っておりますので、4年間、これからの町政を、御自身の町政発展に御尽力いただくことをお願いして、質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で4番、板井隆君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

ここで休憩をしたいと思います。再開は1時ちょうど。

午前11時49分休憩

午後 1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

11月20日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

7日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続いて質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第75号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第75号から80号までは、説明ではいわゆる地方分権の一括法に関連しての条例の制定だというふうに説明を聞きました。そこで、例えばです。説明されるときに、この議案第75号のときに、例えばこれは道路法の改正なんだけれども、参酌して町で制定することが求められているというふうに説明なさっていました。そこでの質問です。参酌というのは何を参酌して決めたのかということと、いわゆる国、県等の基準から参酌をするというのであれば、この参酌の基準ですね。これはできたら、今聞いているのは75号からいわゆる何号までだろう、80号すべてについて同じような質問をしているんですけども、その参酌基準というのはあったのか。例えば、今まで県が決めていたことがあったとすれば、国、県が決めていたことがあったとしたら、技術的基準でいえば、町がつくったときにこの基準は変わっていいのかっていうことを聞きたいんですよ。参酌基準ってありますよね。例えば、県がここまで決めていたけど、町で決めるのはここまででいいんですよってしたのか、それともそれは自分たちで決めれるから変えたのかということを知りたいんです。恐らくはそのまま持ってきたのかなと思うんですけども、その辺のこれが町がつくるものですから、参酌基準が出たと思うんですけど、それをどういうふうに見てこの基準をつくったのかということをお教えください。

それと、もう一つは、地方分権一括法により、これらのことは市町村で決めるんだよって言われたときのこれまでの財政負担等についての変更はないのかということです。その点を、2点を聞きます。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。参酌の関係でございますが、これは国とかで定められた基準そのままを持ってきてるということでございますので、特にうちの方で、参酌ですから参考ということですけども、そういう基準そのまま持ってきたと。要するに、道路法の関係なんかは、うちの方で勝手に変えても整合性がとれなくなりますので、そのままの基準をさせていただきます。以上です。

財政につきましては、ちょっと承知しておりませんが、多分それについての財政の方ではないんじゃないかと思っておりますけども、ちょっと今、私はよう答えませんので、申しわけありませんが、調べて委員会の方でもしたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そのまま持ってきたとおっしゃいました。だとすれば、例えば参

酌基準ってあるんだけど、これらについての、例えば道路の技術的基準、住宅の基準とかの最低基準というのがあるのかということです、今度は。最低基準というのがあるんですか。ということは、いわゆる基準は町で決めてもいいよって言ったときに、そうしたらこれは今そのまま持ってきたんだけど、恐らくほとんどの市町村そうだと、持ってきたんだけど、市町村によっては考慮が必要になる場合がありますよね。そのときのいわゆる最低基準というの国が示しているのかということをお聞きしたいんです。

それと、財政的な面でいえば、条例改正することの財政費用ではなくって、例えば町道とかいろんなもの、住宅つくるときに国、県の負担がありますよね、補助金等が。それらはこの分割法によって変わってくるのかということをお聞きしたいんです。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。基準については、最低基準が示されてるかということですが、今回の分はないと思っております。というのが、この基準を変えるということとは、言いかえればそれなりの裏づけを町の方が持たなくちゃいけませんので、それだけで技術的なものが町はありません。ですから、言いかえればこれに従うしかないと思っております。

例えば、道路構造を変えるにしても、下げた場合にその安全基準からそれして、じゃあ、そういう計算をなさいと言われてもこれできませんから、実際にはそのままを使わざるを得ないと思っております。以上です。

財政は、先ほど申しましたようにちょっと承知しておりませんので、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） よろしいですか。

議案第76号。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第77号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第78号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第79号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第80号。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第81号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案第81号は、防災会議の条例の一つは会議のメンバーに自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が任命する者、2名以内っていうのを付け加えるという内容が一つあるんですね。ここについての質問です。今、これについて、中の条例でどういう方々が自主防災会議のメンバーになるのかっていうことを条例で見させていただきましたが、いわゆる公的な仕事についている方がほとんどです。消防団長は公的とかどうか別として、消防団長という限りは、町の団長ですから、全体をくまなく見れる人だと。ここに学識経験者は別として、自主防災組織を構成する者が入ることになれば、全体には町の防災会議では町全体のことを考えていくのですから、この自主防災組織を構成する方が、代表で出てこられる方が全体的に網羅した意見の言える方でなければいけないのではないかっていうのを思うわけですね。そこで、自主防災組織を構成する者と書いてあるが、町内で自主防災組織をつくって、そのようなそれぞれの地域の防災組織を網羅した、そういう組織となるのかっていうことをお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

それともう一つは、本来自主防災組織の構成する者が出てくるのであれば、自主防災組織の責任者等で、1つの自主防災組織であっても全体的を網羅する代表的な方でなければ責任が果たせないのではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 自主防災組織を網羅した者があるかということですね、代表者がいるかということですが、これについてはそういうものはございません。自主防災組織は個々でやっておりますのでありません。

それから、例えばこの中に出てきたときに、じゃあ全体を網羅してる者でないといけないんじゃないかという話ですけども、これについてはやっぱりその立場で話をしてもらうわけですから、2名以内って決まっておりますけども、例えば自分が自分なりに、その方が組織されてる自主防災組織の中での意見を言ってもらえばいいと思っております。すべてを網羅してっていう方はおられませんし、やはり自主防災組織といいますのはその小さい地区を単位で持っておられますから、そこの中の課題点とかそういう立場から見て課題点があるとかそういうことがあると思しますので、それぞれの立場で発言していただければいいじゃないかと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この自主防災組織とは一体何かということなんですけれども、もしそうであったら、住民代表のだれかでもいいことになるわけですね。次に言えば、自主防災

組織がいろんなところにあって、網羅できていないんだからその代表が入ることだったら選ぶ基準は何かっていうことになってきます。そこを言ってるんですよ。自主防災組織の代表が入るのであれば、町で自主防災組織の組織がなければいけない、全体的な。そこから2人が上がってくるっていうんだったら話がわかるんですよ。もしそうであれば、自主防災組織の、今、入るとすればですよ、自主防災組織の責任者である町の職員がそれを担うしかないんじゃないですか。

何が言いたいかという、自主防災組織というのは防災会議で町の全体見ないといけないから、そこに全体を見れる人を上げていかなければいけないんじゃないかっていうことを言ってるんですよ。ただ単に町民の声を聞くっていうだけであれば、自主防災組織の代表って書くっていうのはちょっと語弊があると思うんですよ。それで、全体的にどこの地域も自主防災組織ができていない中では、こういうことをするというのは、つくっていないとをどうするのかっていうことになりますから、その前にもこういうふうに入れるのであれば、自主防災組織を全部網羅できるように構成するということが一番大事になってくるんじゃないですかという意見です。

この自主防災組織を構成するというのであれば、具体的に全体の長、全体の自主防災組織のこの意見を言える人を出す必要があるという点についてはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほどから申しますように、この条文の中に加えましたのは自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が任命する者2人以内ということでございますので、自主防災組織に限ったものではございません。ただ、やはりそういう立場の人に出てもらうのはいいじゃないかと思っております。

それで、先ほどから言いますように、全部がわかってなくちゃいけないのかっていうことになれば、自主防災組織の上部組織としては、極端に言えば消防団のですね、ありますから消防団長がいるわけございまして、ですからその立場出てもらってますから、ですからそういう組織、自分たち実際活動されてる中の地域の中での見方、視点を見てもらえばいいじゃないかと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） よろしいですか。

議案第82号。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第83号。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 8 4 号。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 8 5 号。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点の質問です。これは、中身については委員会等で聞くんですけども、予算のあり方の問題でして、事業別説明資料の11ページのところに出てくる事業名、みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業で、初日にも質疑させてもらったと思うのですが、この項目が款項目で総務費、総務管理費の目が地域自治振興費になっているんですね。この中で事業名がみんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業なんですけども、これちょっと以前から思っていることですが、この横に事業の目的が地域振興協議会の活動事業に対して書いてあるわけですね。これは、地域自治振興費というものが町の予算で見れば、地域振興協議会の費用を上げるということになっているのではないかと。実際とすればそうではないんだから、地域自治振興費のところの事業の目的を変える必要があるのではないかとという質問なんです。その方が的確ではないかということなんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。お断りをさせていただきます。おっしゃいますように、事業名のみんなで支え合う中山間地域づくり総合整備支援事業の中で、事業の目的が一致したものではございませんでした。これはすなわち補正で手間山の振興協議会で、赤米の事業をした、このものの事業でみんなで支え合う中山間地域づくり総合整備支援事業というものをくくっております。このたびは、この事業の目的が、事業が移動販売車の事業でございますので、この事業の目的の欄に移動販売車の事業による取り組みというようなものを記載をさせていただきたく思いまして、訂正をお願いをしたいと思います。委員会の方で訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 5 番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、事業別説明資料の10ページの同じく企画政策課の空き家一括借上げ事業ですけども、これまで県内外から空き家の賃貸物件の相談が多いのが現状だと。それで、そういう現状の中で、新たに町が仲介役をすると安心が広がるのではないかと説明だと思いますけれども、今まで相談があって、トラブルがあってこういうことが町がかかわってほしいという要望が強くあったのかどうなのかということが1点と、それから借り入れる条件につきまして、借り入れ条件はその借りる物件の固定資産税をもって借り入れるということになっ

ていますね。

○議長（青砥日出夫君） 詳細については各委員会でやってください。

○議員（5番 植田 均君） そういうことをして、今度のこの施策を進めるということを考えられたんですけども、その必要性について再度、説明を求めたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。お問い合わせや相談が役場の方にも参っております。借りる方も貸す方も役場が中に入りますことによりまして、安心感が生まれるということは既に御案内をしたとおりでございます。全体で言いますと、70軒ぐらいの空き家というものを役場の方では集約しております。これは、すべてが貸したいけんということではございません。あいているなど、あいているというようなところを確認をさせてもらったところも含めてのことでございますが、やはりその中で役場の方がちょっと入ってもらおうとええがなというような声を聞いておりますので、この空き家というものをいわゆる活用したいというような一つの方策としてこの制度をつくることによって空き家の活用が生まれるのではないかとということ考えたものでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今年度3件の予算をつけて補正されてますけれども、この予定は具体的に見込みがありますか。

○議長（青砥日出夫君） それは委員会でやっていただいたらいいと思います。個別については委員会でやってもらったらいいと思います。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません。これは町長に聞いておきたいことなんです。8ページの企業誘致事業のところでは金額は補正でなんですけれども、ここにちょっと気になったことです。状況として、企業誘致企業のところには国立音楽院南部校の開校とメガソーラーの建設等って書いてあるんですよ。私は最初、メガソーラーの計画が出たときに、企業誘致等探したんですけどもできなくて直営ですのかなっていうふうな認識あったわけなんです。説明が違ったんですけども、これ見てて、ああ、やっぱりもしかしてそういうのあったのかなと思ったんですけど、町長、このメガソーラー、ここに書いてあること見てそういうふうに私、解釈しちゃったんですよ。町長、メガソーラーをつくるに当たって、例えばだれか来てくれるような人がいないのかなっていうようなことを探してたってということなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） メガソーラーの関係でここに要求があるのは、今の鶴田の残土処分場が辺地になっております。辺地債でも活用できないかというような相談もあるのではないかとこのように思っております。そういうことでここに書かれたのではないかと思っております。

○議員（13番 真壁 容子君） 企業を探したの、メガソーラーの。

○町長（坂本 昭文君） 企業については、こちらから探すのではなくて、向こうの方から言ってくるというのが今の状況でございます。我が方が探すというのは、県の方にこのような空き地があるということを情報提供しまして、県を窓口にして紹介を受けているというような状況であります。

○議長（青砥日出夫君） 議案第86号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 詳細は委員会ですが、いわゆる医療費が高く、すごくかかって、今回基金を取り崩さなきゃいけなくなったというところで、一般質問等でも広域化の問題といろいろ町長お答えになってたんですけども、どなたかの議員もおっしゃってましたが、基金もすごく少なくなってきたということで、取り組み方として、これ委員会等でも審査するんですけども、どう考えたって基金も少なくなってきた段階で、医療費の高騰等について国保の財源のままでいくには無理があるというのは共通の認識だと思うんですね。広域化の問題も出たんですけど、私は広域化には反対なんですけども、仮に広域化にしても金のないとこ買えないわけなんですよ。とすれば、今、町長のすべきことは、このような予算で基金取り崩すということの提案していくに当たっては、国保会計そのもので国の負担をもっと多くすべきだということを書いていくということが必要なんではないかと思うんですが、それどうでしょうか。ぜひ言っていただきたいと。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 当然のことでありまして、現に国の方へそのような要望をしておるということでもあります。これは答弁をいたしております。

○議長（青砥日出夫君） 議案第87号。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第88号。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第89号。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 9 0 号。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 9 1 号。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 9 2 号。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 9 3 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 6 上程議案委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第 6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第 3 9 条の規定により、お手元へ配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

○議長（青砥日出夫君） これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

あす 1 2 日からは、各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。

以上で閉会いたします。

午後 1 時 2 3 分散会